

文化財等における防火体制の充実・強化に向けた対策例

文化財等の関係者は、本マニュアルに基づき、別紙 2 を参考に文化財等における総合的な火災危険の評価及び火災危険の低減方策を実施したうえで、実践的な訓練を実施する。訓練の事後検証で明らかになった課題に対しては、以下の対策を参考にしながら、その解決を図っていく。これらを繰り返し行い、文化財等における防火体制の充実・強化に繋げること。

また、必要に応じて、消防機関や防火の専門家等から課題の対策について助言を得ることが望ましい。

1 不備があった対応事項への対策

文化財等での防火訓練における対応事項チェックリスト（別紙 4）のチェック項目のうち、「いいえ」となっているものについては、速やかに「はい」となるように必要な対策を行う。

（例）夜間など文化財等の関係者が少ない状況下を想定したかで「いいえ」だった場合は、夜間などを想定した訓練を可能な限り速やかに実施するようにする。

2 対応に時間を要した場合の対策

（1）自動火災報知設備が作動又は自動火災報知設備が作動前に関係者により直接火災を発見後、消防機関に通報するまで 1 分※¹以上要した場合※²の対策

以下の対策から必要なものを適宜実施して上記所要時間の短縮を図る。

【ソフト面の対策】	【ハード面の対策】
・職員等の待機場所を検討する。 ・二段通報を取り入れる。（※防火の豆知識④を参照） ・訓練回数を増やして習熟を図る。 ・自動火災報知設備の受信機の表示内容や基本的な操作の習熟を図る。 ・情報伝達の方法を変更する。 ・夜間勤務者を増員する。 ・必要な業務の一部について警備会社等と契約する。	・無線機やトランシーバーを配備する。 ・火災通報装置を設置する。 ・自動火災報知設備と火災通報装置を連動化する（自動火災報知設備が作動すれば火災通報装置が自動で作動して 119 番通報を実施）。 ・監視カメラや赤外線センサー等を設置して火災の早期覚知を図る。

※1 1 分以内であれば文化財等を焼失から必ず守れる訳ではなく、1 分はあくまで目安時間（防火の豆知識⑥のとおり、本格的な有炎燃焼に至ってから数分単位で文化財としての価値を失う可能性があることを踏まえた目安時間）です。火災の状況は、燃焼している場所、燃焼している物によって大きく異なるため、上記所要時間を 1 分 1 秒でも短縮できるように心がけましょう。

※2 1人でパトロール中の文化財等の関係者が火災を直接発見し、初期消火を優先して実施した場合を除く。

(2) 自動火災報知設備の作動後、出火場所で火災の確認をするまでに数分以上（目安として5分以上※³）要した場合の対策

以下の対策から必要なものを適宜実施して上記所要時間の短縮を図る。

【ソフト面の対策】	【ハード面の対策】
・訓練回数を増やして習熟を図る。 ・自動火災報知設備の受信機の表示内容や基本的な操作の習熟を図る。 ・情報伝達の方法を変更する。 ・駆け付ける経路を変更する。 ・仮眠待機場所を変更する。 ・仮眠待機場所を分散する。 ・自衛消防隊員毎の適材適所を踏まえた役割分担に見直す。 ・指揮系統等組織体制を整備する。 ・夜間勤務者を増員する。 ・必要な業務の一部について警備会社等と契約する。	・副受信機の設置等により、仮眠場所からの応援体制の整備を図る。 ・無線機やトランシーバーを配備する。 ・監視カメラや赤外線センサー等を設置して火災の早期覚知を図る。

※3 5分以内であれば文化財等を焼失から必ず守れる訳ではなく、5分はあくまで目安時間（防火の豆知識⑥のとおり、本格的な有炎燃焼に至ってから数分単位で、文化財としての価値を失う可能性があることを踏まえた目安時間）です。火災の状況は、燃焼している場所、燃焼している物によって大きく異なるため、上記所要時間を1分1秒でも短縮できるように心がけましょう。

(3) 自動火災報知設備が作動又は自動火災報知設備が作動前に関係者により直接火災を発見後、火災現場で消火器を放射するまで数分以上（目安として7分以上※⁴）要した場合の対策

以下の対策から必要なものを適宜実施して上記所要時間の短縮を図る。

【ソフト面の対策】	【ハード面の対策】
・訓練回数を増やして習熟を図る。 ・自動火災報知設備の受信機の表示内容や基本的な操作、消火器の基本的な操作の習熟を図る。	・副受信機の設置等により、仮眠場所からの応援体制の整備を図る。 ・監視カメラや赤外線センサー等を設置して火災の早期覚知を図る。

・ 情報伝達の方法を変更する。 ・ 駆け付ける経路を変更する。 ・ 仮眠待機場所を変更する。 ・ 仮眠待機場所を分散する。 ・ 自衛消防隊員毎の適材適所を踏まえた役割分担に見直す。 ・ 指揮系統等組織体制を整備する。 ・ 夜間勤務者を増員する。 ・ 必要な業務の一部について警備会社等と契約する。	・ スプリンクラー設備やガス消火設備等を設置する。
---	---

※4 7分以内であれば文化財等を焼失から必ず守れる訳ではなく、7分はあくまで目安時間（防火の豆知識⑥のとおり、本格的な有炎燃焼に至ってから数分単位で、文化財としての価値を失う可能性があることを踏まえた目安時間）です。火災の状況は、燃焼している場所、燃焼している物によって大きく異なるため、上記所要時間を1分1秒でも短縮できるように心がけましょう。